

平成 27 年度第 2 回愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議

会 議 次 第

日時： 平成 27 年 10 月 6 日（火）

18：30～19：30

場所： 南予地方局 7 階 第 1 会議室

1 開 会

2 宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議議長あいさつ

3 協議

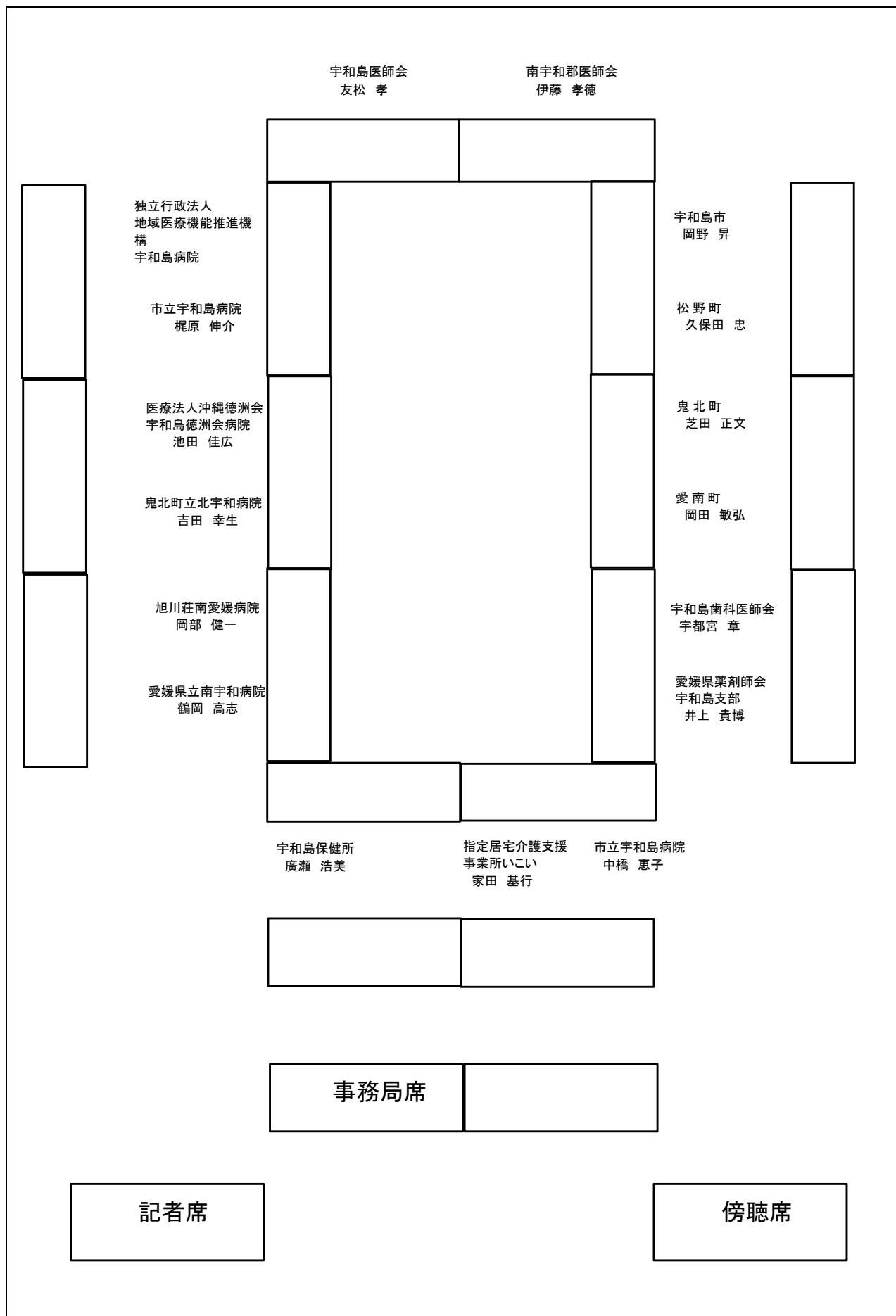
- (1) 医療機能別必要病床数等の推計結果の報告
- (2) 電子データブック等による現状と課題等
- (3) 意見交換

4 その他

5 閉 会

平成27年度第2回愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議 配席図

日時:平成27年10月6日(火)18:30~19:30
 場所:南予地方局 7階 第1会議室



愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議委員

(任期：平成27年6月12日～平成29年6月11日)

所 属	団 体 等	役 職	氏 名	備 考
郡市医師会	1 宇和島医師会	会長	友松 孝	
	2 南宇和郡医師会	会長	伊藤 孝徳	
歯科医師会	3 宇和島歯科医師会	会長	宇都宮 章	
薬剤師会	4 愛媛県薬剤師会宇和島支部	支部長	井上 貴博	
看護関係者	5 市立宇和島病院	看護部長	中橋 恵子	
介護関係者	6 指定居宅介護支援事業所 いこい	施設長	家田 基行	
医療機関	7 独立行政法人地域医療機能推進機構 宇和島病院	院長	渡部 昌平	
	8 市立宇和島病院	院長	梶原 伸介	
	9 医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	院長	池田 佳広	
	10 鬼北町立北宇和病院	院長	吉田 幸生	
	11 旭川荘南愛媛病院	院長	岡部 健一	
	12 愛媛県立南宇和病院	院長	鶴岡 高志	
市 町 保 険 者	13 宇和島市	副市長	岡野 昇	
	14 松野町	総務課長	眞田 幸正	(代理) 保健福祉課長 久保田 忠
	15 鬼北町	副町長	芝田 正文	
	16 愛南町	副町長	岡田 敏弘	
保健所	17 宇和島保健所	所長	廣瀬 浩美	

愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議設置要綱

(設置)

第1条 宇和島圏域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島圏域における地域医療ビジョンの策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県宇和島圏域地域医療ビジョン調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療ビジョンの策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員20人以内で組織し、委員は、各圏域名において次に掲げる者のうちから愛媛県南予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
 - 二 歯科医師会の代表者
 - 三 薬剤師会の代表者
 - 四 看護関係者の代表者
 - 五 介護関係者の代表者
 - 六 医療機関の代表者
 - 七 保険者の代表者
 - 八 市町の代表者
 - 九 宇和島保健所長
 - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。
- 3 議長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 調整会議の事務局は、愛媛県宇和島保健所企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県南予地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。